

## 「+エコ運動」地域エコモデル事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「+エコ運動」地域エコモデル事業(以下「モデル事業」という。)を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

### (モデル事業の内容)

第2条 このモデル事業は、県民一人ひとりの環境問題に対する関心・知識・行動をワンステップずつアップさせる「+エコ運動」のモデルとなる先進的な取組を募集・支援するとともに、県民に広く周知することにより、環境保全活動の拡大・波及を推進するものである。

2 各地域の取組団体の代表は、エコ大使サミットへの参加等により、地域間の連携を図るとともに、他の地域にも波及させるよう務めるものとする。

### (事業実施主体)

第3条 このモデル事業の実施主体は、NPO・ボランティア、学校、事業者、民間法人、任意団体等(以下「NPO・民間団体等」という。)とする。

### (補助の対象となる事業)

第4条 補助の対象となる事業は次の各項目を満たす事業とする。

(1) 県内で実施される事業で、公益性、実現性のある事業

(2) 先進的で、地域のモデルとなるような環境保全の取組

(3) 計画の策定や検討のみでなく、当該年度中に具体的な取組が行われる事業

(4) 本モデル事業終了後も、活動の継続が期待される事業

2 本モデル事業の募集に関わらず、従前より実施している事業、実施が予定されている事業、それらの事業の一部及び補助対象期間の前後にまたがる事業の一部も対象とする。

3 前2項の規定に関わらず、次のいずれかの項目に該当するものは除く

(1) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの

(2) 政治・宗教・営利・学術的研究を目的としたもの

(3) 国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体から助成を受けているものまたは受ける可能性があるもの

### (補助の内容)

第5条 対象となる事業期間は、事業採択後から事業報告書の作成も含めて、当該年度中に完了する範囲とする。

2 補助金の交付額は、1件あたり50万円を限度とし、補助率は対象となる経費の10分の10以内とする。補助金の交付は、概算払いの方法により交付できるものとする。

3 対象となる経費は、当該事業の実施に直接必要な賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、広告料、保険料、使用料及び賃借料、備品費とする。

4 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するものを除くものとする。

(1) NPO・民間団体等の建物等の施設に要する費用

(2) 備品等で1点あたり10万円以上(税込み)となるもの

(3) モデル事業以外の目的に転用可能で購入金額が3万円以上(税込み)となる備品等

(4) モデル事業実施団体の内部の者に対する賃金や報償費等

(事業の募集)

第6条 別に定める募集要項に基づき事業を募集する。

(応募手続き)

第7条 応募を希望する団体(以下「応募団体」という。)は、募集要項に基づき、応募書類を所管の市町長に提出するものとする。

2 政令市の長は、提出のあった応募書類を環境部長に進達するものとする。

3 政令市以外の市町長は、提出のあった応募書類を所管の県立保健所長に進達するものとする。

県立保健所長は、進達のあった応募書類を環境部長に進達するものとする。

(審査及び決定)

第8条 次の手順により、採択する事業を決定し、その結果を応募団体に通知する。

(1) 1次選考会の開催

別に定める選考会実施要領に基づき、応募書類による書類選考を行う。

(2) 2次選考会の開催

選考会実施要領に基づき、応募団体からプレゼンテーションを受け、ヒアリングを行い、採択事業を決定する。

(補助金交付の申請等)

第9条 事業を採択された団体(以下「採択団体」という。)は長崎県補助金等交付規則に基づき補助金交付申請を行う。

2 採択団体は、事業終了後20日以内に同規則に基づき実績報告を行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成19年6月22日から施行し、平成19年度事業から適用する。